

重点20市場の入国規制状況一覧（2020.07.05 15:00更新）

Asia

	2019年 各国/地域からの 訪日客数	対応目安	日本政府の外国籍の人に対する訪日時の措置	対応目安	海外政府が日本から入国する人に対しての措置 （含む帰国者）	参考
中国	9,594,400	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■滞在期間15日間までのビザを暫定的に停止 ■3/28から、これまでに発行された有効な訪中ビザ及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。今後新たに取得するビザでの入国は可能であり、6/17から東京・名古屋の中国査証申請サービスセンター、6/18から大阪の中国査証申請センターにおいて、経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きでビザ発給を再開（APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止。外交、公務、礼遇、C（乗務員）の査証を有する者の入国は影響を受けない）	在中国日本国大使館 https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
韓国	5,584,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■全世界の在外韓国公館で発給した短期ビザの効果を停止。日本に対するビザ免除措置と既に発給されたビザの効力を停止 ■全ての国を対象として、ビザを申請する際は医療機関発行の診断書を提出する必要あり	在大韓民国日本国大使館 https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
台湾	4,890,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/19からすべての外国人は原則入国禁止 ■3/24から当面の間、航空機のトランジット禁止だったが、6/25から桃園空港でのトランジットを条件付きで再開。具体的には、一部の乗り継ぎ便を除き、特定の航空会社（現時点ではチャイナエアライン、エバー航空、キャセイパシフィック航空）が運航する便を利用し、かつ空港滞在時間が8時間以内の場合に限り、乗り継ぎが認められる ■6/22から、短期のビジネス関係者に対する水際措置について以下のとおり一部緩和する。 【条件】 ①台湾滞在日数が3か月以内であること ②ビジネス目的（検品、アフターサービス、技術指導・研修、契約等）であること ③感染リスクが「低い」国／地域（低感染リスク国／地域）、又は「やや低い」国／地域（低中感染リスク国／地域）からの渡航者であること ④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国／地域への渡航歴がないこと ⑤受入機関の関連証明書類、搭乗前3日以内のPCR検査陰性証明、訪台中の行程表、防疫計画書を提出すること 日本は②低中感染リスク国→ 入国後7日間防疫ホテル滞在後、PCR検査結果陰性の場合、入国後21日間の自主健康管理への変更申請が可能。ビジネス目的の場合、一定の条件を満たせば、6/22から実施されているビジネス目的の台湾訪問に関する水際防疫緩和措置を適用（入国後の指定ホテル隔離期間が短縮）	日本台湾交流協会 https://www.koryu.or.jp/ 衛生福利部疾病管制署 https://www.cdc.gov.tw/
香港	2,290,800	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/25午前0時から追って通知があるまでの期間、すべての非香港居住者の入国禁止 ■6/1以降、香港への入国を伴わないトランジットに限り再開	在香港日本国総領事館 https://www.hk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
タイ	1,318,900	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止	在タイ日本国大使館 https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html タイ国政府観光局 https://www.thailandtravel.or.jp
フィリピン	613,100	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/22から当面の間、すべての在外公館における新規ビザ発給停止、ビザ免除対象国からの入国を停止	在フィリピン日本国大使館 https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00035.html
マレーシア	501,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/18から、すべての外国人の入国を禁止。ただし5/17からMM2H（マレーシア・マイ・セカンド・ホーム）ビザ保有者の入国を許可する（その際、①出発前検査での陰性判定、②クアラルンプール国際空港での健康検査、③隔離施設での14日間の隔離（各隔離施設での滞在費用を含む）、④条件付き活動制限令全規定の遵守が入国の条件） ■6/10から、主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国を許可（いずれも現地駐在者が対象。国籍は問わない）。入国の条件は入管からの入国許可の事前取得、マレーシア到着前3日以内のPCR検査の陰性証明、入国後14日間の自宅隔離等 ■6/24から、留学生（高等教育機関、インターナショナルスクール）及び医療観光目的の渡航者について、PCR検査結果（出国前または到着時）が陰性であること、接触者追跡アプリのダウンロード、当局への事前登録等を条件に入国を許可する方針	在マレーシア日本国大使館 https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html JETRO https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/be2f8d0acf12fb4.html
ベトナム	495,000	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/22から、すべての国・地域からの外国人の入国を停止（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外）。ハノイ空港、ホーチミン空港では国際線旅客便の受入停止	在ベトナム日本国大使館 https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_information.html
シンガポール	492,300	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/23から、短期滞在者の入国及びトランジット禁止。長期滞在ビザ保持者も（再）入国には当局の事前承認が必要 ■ただし、6/2以降、航空会社が事前に民間航空庁の許可を得ること等を条件にトランジットを許可する（現時点では、豪州、ニュージーランドの一部の都市、日本（成田、関西）、中国の一部の都市、香港、韓国発シンガポール航空グループ運航便の搭乗者のみトランジットが可能）	在シンガポール日本国大使館 https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
インドネシア	412,800	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■すべての外国人の入国及びトランジットを原則禁止	在インドネシア日本国大使館 https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
インド	175,900	×	■5/27から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■7/15まで国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止、すべての国境における人の入国を禁止。ただし次に掲げるビジネスマン、医療関係者、技術者等の職種については非定期商用便又はチャーター便での入国が可能。①ビジネスビザ又は就労ビザを新規に取得する者、②過去に取得したビジネスビザを在外インド公館で再有効化する者、③現在も有効な就労ビザを所持している者	在インド日本国大使館 https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Corona_alerts_j.html

重点20市場の入国規制状況一覧（2020.07.05 15:00更新）

Non-Asia

	2019年 各国/地域からの 訪日客数	対応目安	日本政府の外国籍の人に対する訪日時の措置	対応目安	海外政府の日本から入国（帰国含む）する人に対しての措置	参考
--	---------------------------	------	----------------------	------	-----------------------------	----

アメリカ	1,723,900人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/21から、米国疾病予防管理センター（CDC）が日本への渡航情報をレベル3に引き上げたことから、日本から米国への入国者は入国後14日間、自宅等での待機等が求められる	在日米国大使館・領事館 https://jp.usembassy.gov/ja/new-restrictions-on-us-travel-ja/ 米国・国務省 https://www.state.gov
オーストラリア	621,800人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■オーストラリアの国民と居住者、その家族並びに同国在住のニュージーランド人を除くすべての者に対し入国禁止。ただし、事前に乗り継ぎ便の予約を行い空港を出ることのないトランジットは可能	在オーストラリア日本国大使館 https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
英国	424,200人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	○	■7/10以降、欧州30カ国や日本を含む51の国と地域は14日間の自己隔離なく入国可能	在英日本国大使館 https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00017.html
カナダ	375,200人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■外国人の入国禁止。空路・海路につき6/30まで	在カナダ日本国大使館 https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
フランス	336,400	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	○	■3/17から新たな決定があるまでEU加盟国シェンゲン協定国及び英国以外の出身者（仏又は欧州の滞在許可証を保有する居住者及びその家族等を除く）は入国を禁止 ■6/15から、欧州（EU加盟国、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、バチカン及び英国）から渡航する人々は入国可能 ■7/1から、欧州以外の日本を含む14カ国からの渡航者も入国可能	在日フランス大使館 https://jp.ambafrance.org/article8765
ドイツ	236,500	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/17から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民の入国は原則不可。ただし、長期滞在資格を有する者や、国境を越える通勤者、帰国のためのトランジット（入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎ）を行う者等については適用除外となる ■なお、シェンゲン域内において実施されていた暫定的国境管理は6月15日をもって原則終了する（スペインに係る暫定的国境管理は6/21をもって終了）	在ドイツ日本国大使館 https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
イタリア	162,800	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	△	■EU、シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ及びバチカン以外の国・地域から入国する者あるいは、入国に先立つ14日間にこれらの国・地域に滞在した者について、空路・海路・鉄道・陸路を問わず、公共交通機関に乗る際に旅行目的、入国後の居所住所、交通手段及び連絡先を明確かつ詳細に記した宣誓書の提出を義務付けるとともに、症状の有無にかかわらず、保健当局への通報並びに宣誓書に記載した居所での14日間の自己隔離及び健康観察を義務付ける。また、症状を発症した場合には、保健当局に通報することを義務付ける	在イタリア日本国大使館 https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_DM0307.html
スペイン	130,200	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	○	■7/4から、EU・シェンゲン域外国の居住者への入国制限の一部解除（日本を含む）が適用され、当面7/31の24時まで有効（延長や変更の可能性あり）	在スペイン日本国大使館 https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
ロシア	120,000	×	■4/29午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/18から当面の間、外交官、ロシア居住者及びロシア国籍者の配偶者・子供等を除く全ての外国人・無国籍者を対象として、ロシアへの入国を一時的に制限するとともに、ロシアの大使館・領事館におけるビザ申請の受理、作成及び発給を停止（電子ビザの作成の停止も含む） ■3/27から、ロシアの空港と外国空港との定期便・チャーター便の運航を停止（外国から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外） ■6/6から、治療及び近親者の看護のために入国を希望する外国人に対し、身分を証明し、その資格がロシア連邦により認定される有効な文書、治療実施期間が記され治療のために招待されることを確認する医療機関又はロシア保健省により作成された文書（※渡航者本人の治療の場合）、医療機関により発行された病状を確認する文書及び親族関係を確認する文書（※近親者の看護の場合）の提示を条件にロシアへの入国を許可 ■6/25から、ロシアでの労働許可を所有しかつ、高度な技術を有する一部の外国人専門家に対し、就労目的での入国を一度に限り許可	在日ロシア連邦大使館 https://tokyo.mid.ru/web/tokyo-ja

※7月5日15:00の時点での情報となっておりますが、各国の対応は流動的なため、予告なしに入国制限などが実施されることも予想されます。
※外交官などは例外措置がある場合もあります。詳しくは各省庁、大使館などにお問い合わせ下さい。

【対応目安のマーク】○：要請や規制なし △：入国者に対して、一定期間自宅待機などを要請 ×：入国規制有（ビザ取り消しなど）

【参考】
外務省 海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp
法務局 <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>
厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
日本貿易振興機構 <https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>
※その他、参照したものは各国・地域のサイドに表記